

# ごみの不適正焼却(野焼き)は 法律違反です!!

屋外でごみを燃やす『野焼き』は、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、人の健康への影響が心配されるだけでなく、大気汚染の原因のひとつとなるため、原則禁止となっています。

しかし、「近所でゴミを燃やして臭いがする」「煙がひどく洗濯物が干せない」など『野焼き』に対する苦情が後を絶ちません。

不適正焼却の野焼きを行った場合、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれか又は両方が科せられます(廃掃法第25条第1項)

みんなで協力して、快適な生活環境の維持に努めましょう。



次の場合は、例外的に認められています。(廃掃法第16条の2第3号、同施行令第14条)

	例外が認められる場合	例
1	国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路そばの草焼き
2	災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却(※注1)
5	たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、キャンプファイヤー(※注2)

※注1. 廃プラスチック(肥料袋など)の焼却は含まれません

※注2. 「軽微な焼却」については、焼却する個人の判断に任されてしまいます。やむを得ず軽微な焼却をする場合でも、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害などで近隣住民の迷惑にならないようにしてください。生活環境上支障を与え、苦情などがある場合は、指導の対象となります。なお、例外的なものでも、廃タイヤや廃ビニールなどの焼却は禁止されています。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723  
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線:751)  
有明保健所 ☎0968・72・2184 玉名警察署 ☎0968・74・0110

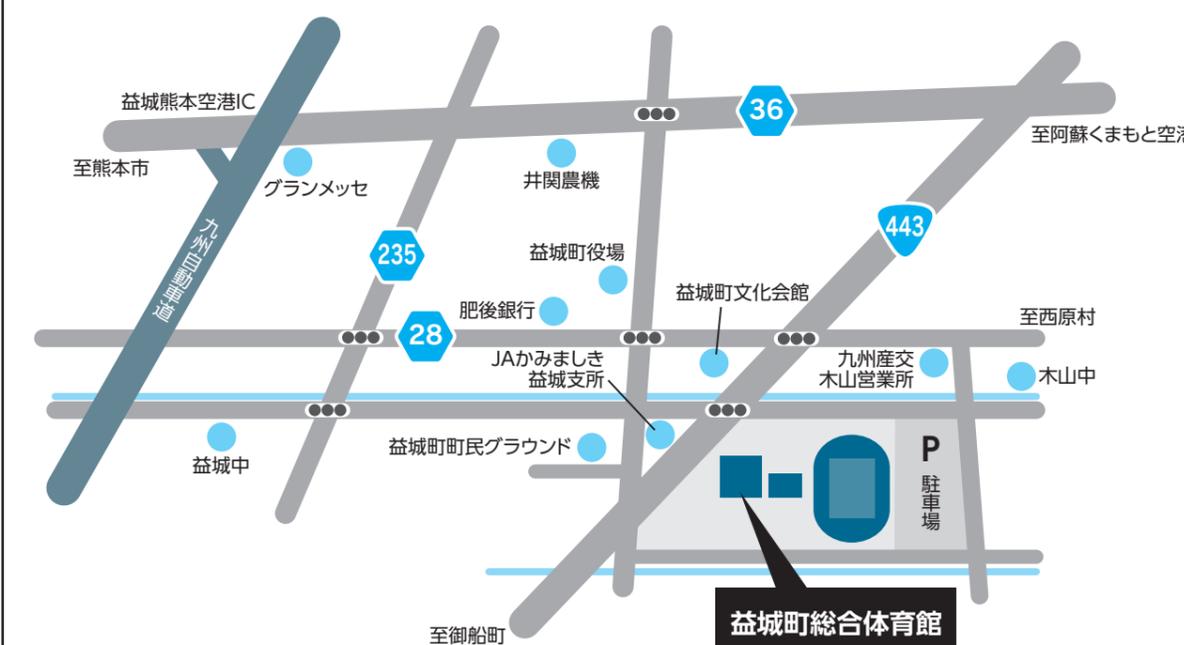
# 九州市町村合同公売会 in 熊本 ～税の滞納は許しません～

和水町は、税の公平性も保つため税金滞納者に対する差押えや家宅捜索などの滞納処分を強化しております。この度、九州各地から集まった46市町村が税金滞納者から差し押さえた動産約600品を公売します。町内で差し押さえた物品も出品予定です。

と き	1月12日(日)	当日必要なもの
と ころ	益城町総合体育館 (熊本県上益城郡益城町木山236) ※駐車場完備	●購入代金 ●本人確認証(免許証、保険証など) ●印鑑(認印可、法人の場合は代表印) ●代理人の場合は委任状
時 間	●開場 午前 9時00分 ●入札 ①午前 9時40分 ②午前 10時40分 ③午前 11時40分 ④午後 0時40分	

※当日の出品物件は自動車、釣具類、ゲーム機器、ゴルフセット、寝具タオル類、台所用品など様々なものを予定しています。全物件の詳細・見積価格は和水町ホームページ(<http://www.town.nagomi.lg.jp/>)をご覧ください。

## 会場へのアクセス



問い合わせ先 本庁 税務住民課 収税係 ☎0968・86・5723  
九州市町村合同公売会事務局(御船町役場税務課) ☎096・282・1115